

福津市入札心得書（建設工事）

1 目的

福津市所掌の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、福津市財務規則（平成 17 年福津市規則第 138 号。以下「財務規則」という。）その他法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところによるものとする。

2 入札保証金

財務規則第 106 条第 2 項第 2 号により免除する。

3 入札等

- (1) 入札参加者は、仕様書、図面、及び現場等を熟覧のうえ、入札に参加しなければならない。この場合において、仕様書、図面等について疑義があるときは、別に定める方法で説明を求めることができる。
- (2) 入札日時までに参加がない場合は、棄権とみなす。
- (3) 仕様書及び図面等は、入札以外の用途に使用しないこと。
- (4) 入札書は、福津市入札心得書様式 1 により作成し、封筒に入れずに提出すること。
ただし、入札書の様式が指定されている場合は、その指示に従い作成すること。
- (5) 郵便による入札は認めない。
- (6) 入札の回数は 1 回とする。
- (7) 入札参加者は、代理人をして入札に参加させるときは、委任状（福津市入札心得書様式 2）を持参させなければならない。入札書には、会社名及び代理人名を併記し、代理人の印を押印すること。
- (8) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (9) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札会場において通信機器を使用することはできない。
- (10) 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。この場合において、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって契約金額とする。
ただし、指定された入札書を使用する場合において、金額の記載方法が指示されているときは、それに従うこと。
- (11) 無効の入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

4 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者（又は競争入札参加資格申請書を提出した者）は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者（又は競争入札参加資格申請書を提出した者）は、入札を辞退するときは、入札辞退届（福津市入札心得書様式 3）又はその旨を明記した入札書を提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

5 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

6 入札の取りやめ等

- (1) 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
- (2) 入札参加者が 1 者以下の場合、入札の執行は中止する。

7 無効となる入札

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。また、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合は、その落札決定を取り消す。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札者（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）及び代理人がある場合は当該代理人の氏名及び押印のない入札
- (3) あらかじめ入札書の様式を指定している場合において、指定した様式以外の入札書を提出した場合
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 記載すべき事項（件名等）の記載内容が、指名通知又は入札公告の表記内容と一致しない入札（誤字、脱字等が3文字以内の軽微なもので、かつ対象工事等の特定が明確であると判断できる場合を除く。）
- (6) 入札書、委任状において記載されている日付が入札執行日と異なる、又は日付の記載がない入札
- (7) 金額の記載がない入札、金額を訂正した入札
- (8) 同一事項の入札において2以上の入札書を提出したもの
- (9) 他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたもの
- (10) 工事費内訳書又は入札金額内訳明示書の未提出や、工事費内訳書に記載されている積算価格（消費税を加算する前の合計額）と入札書の入札金額が一致していない場合
- (11) 談合その他の不正行為があったと認められる入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

8 失格となる入札

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、入札金額が最低制限価格を下回る入札
- (2) 予定価格の事前公表を行った入札において、入札金額が予定価格の制限の範囲を超える入札

9 落札者の決定

予定価格以内の価格であって、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格が設定されている場合は、この限りではない。

10 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定

- (1) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- (2) 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

11 契約保証金等

契約金額が300万円以上の工事請負契約を締結する場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、又は落札者から委託を受けた保険会社が市と工事履行保証契約を締結したときは、免除とする。

12 契約書等の提出

落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出しなければならない。ただし、予定価格1億5000万円以上の工事については議会の議決を必要とするので、落札決定の日から7日以内に仮契約を行い、議会の議決日をもって本契約とする。

13 前金払及び部分払

- (1) 請負人は、工事の契約金額が300万円以上のもので、公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社と保証契約を締結したものについては、契約金額の10分の4以内の前払金を契約締結の日から30日以内に保証書を添えて請求することができ、当該請求を受理した日から原則として14日以内に、請負人の指定し

た前払金専用口座に振り込むことにより支払うものとする。

(2) 請負人は、前金払を行った工事で、当該工事が次に掲げる①～③のいずれにも該当するものについては、既にした前金払に追加して、契約金額の10分の2を超えない範囲で中間前金払の請求をすることができ、当該請求を受理した日から原則として14日以内に、請負人の指定した前払金専用口座に振り込むことにより支払うものとする。

①工期の2分の1を経過していること。

②工程表により工期より2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

③既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(3) 請負人は、契約書に部分払の特約がある場合は、財務規則第151条の規定に基づき、部分払を受けることができる。ただし、会計年度末における部分払いを除き、中間前金払との併用はできない。

また、契約金額が1億円以下で、前金払を行ったときは、部分払は行わないものとする。

14 請負代金の支払

工事が完成したときは、請負人の提出する完成届を受理した日より14日以内に請負人立会のもとに検査を行い、検査に合格したときは、請負代金請求の日から40日以内に請負代金の精算額を支払う。

15 契約不適合責任

請負人は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して、契約の内容に適合しないものであるときは、目的物の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完の責任を負うものとする。

16 異議の申立

入札をした者は、入札後、この心得書、仕様書、図面及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

17 工事費内訳書の提出

入札参加者は、入札時に入札書に記載される入札金額に対応した「工事費内訳書」及び「入札金額内訳明示書」を提出しなければならない。

18 手持工事件数の上限

(1) 市が競争入札により発注する土木一式工事で、当初の予定価格が税込み500万円以上のものを手持工事の対象工事とする。ただし、予定価格が税込み4500万円未満の災害復旧工事及び管更生工事は手持工事件数には含めない。

(2) 前号の対象工事について、落札決定時点から工事完成年月日までの間を手持工事と判断する。

(3) 前2号の規定にかかわらず、管更生工事の落札件数は、同一年度内において1件までとする。

(4) 指名競争入札及び一般競争入札により落札した手持工事の上限は各2件とする。指名競争入札においては指名通知時点、一般競争入札においては入札参加資格審査結果通知時点で手持工事件数の判断を行い、上限に到達している場合は、その間当該入札区分の入札に参加できない。

(4) 特定建設工事共同企業体により落札した対象工事については、各構成員全てが手持工事を有すると判断する。

19 同一入札日の落札件数の上限

手持工事件数にかかわらず、土木一式工事（予定価格が税込み4500万円未満の災害復旧工事及び管更生工事を除く）の同一入札日の落札件数は、指名競争入札及び一般競争入札ともに各1件とする。

20 その他

(1) 入札参加者の費用弁償は行わない。

(2) 契約保証金には、利子を付けない。